令和6年度舗装道部分補修について (閲覧者用資料)

閲覧期間:令和6年2月16日(金)~令和6年2月26日(月) 午前9時~午後5時

目 次

- 1. 入札について
- 2. 特記仕様書について

閲覧者は必ずお読みください

1. 入札について

- (1) 令和6年度舗装道部分補修は、各ブロック毎の入札によって1ブロック1社と契約を交わしま
- (2) 入札参加、契約ブロック数とも制限はありませんが契約事項および特記仕様書を遵守できると いうことが大前提となりますので、確実に遵守できると判断したうえで参加申込み、入札してくだ さい(自社社員による直接施工・担当者の雇用証明・1ブロックへの専従・指示後3日以内での補 修完了・発注者と協議の上パトロールの実施)。
- (3) 入札の際、辞退する場合は辞退届を入札書提出前まで提出してください。入札書提出後の辞退 は認めません。
- (4) 契約後、契約事項および特記仕様書が遵守されておらず、是正の必要があると判断した場合に は指示書等で勧告を行います。それでも改善されない場合は契約を解除します。

(5) スケジュール

①設計書閲覧および入札参加申込み

期間: 令和6年2月16日(金)~令和6年2月26日(月)

午前9時~午後5時(土、日、祝日を除く)

場所:1~4ブロック 秋田市土崎港西五丁目3番1号

5~8ブロック 秋田市山王一丁目1番1号

9~10ブロック 秋田市広面字釣瓶町13番地3 11~12ブロック 秋田市御野場一丁目5番1号

13~14ブロック 秋田市新屋扇町13番34号

秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2 15ブロック 16ブロック

秋田市雄和妙法字上大部48番地1

秋田市北部市民サービスセンター 秋田市中央市民サービスセンター

秋田市東部市民サービスセンター 秋田市南部市民サービスセンター

秋田市西部市民サービスセンター

秋田市河辺市民サービスセンター

秋田市雄和市民サービスセンター

②指名通知

令和6年3月5日(火)までに、入札参加要件を満たしている入札参加希望者に通知します。

③入札

月日:令和6年3月13日(水)

場所:秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田市雄和市民サービスセンター2階 洋室3、4

※入札の順番は、入札案件一覧表でご確認ください。

4)契約

令和6年3月19日(火)までを予定

⑤業務執行

令和6年4月1日~令和7年3月31日

(6) その他詳細については秋田市ホームページに「舗装道部分補修の公募型指名競争入札」のペー ジがありますので、そちらをご覧ください。

1~4ブロック:北部市民サービスセンターホームページ

5~8ブロック:中央市民サービスセンターホームページ

9~10ブロック:東部市民サービスセンターホームページ

11~12ブロック:南部市民サービスセンターホームページ

13~14ブロック: 西部市民サービスセンターホームページ

15ブロック:河辺市民サービスセンターホームページ : 雄和市民サービスセンターホームページ 16ブロック

2. 特記仕様書について

(1)作業班等について

雇用保険加入社員による作業班の編成・1 ブロックへの専従・直接施工が条件となります。落札 した方には契約時に担当者名簿および雇用保険加入の証明ができる書面を提出していただきますの で、十分に考慮のうえ入札参加申込みをしてください。

①「雇用保険加入」の理由

当業務の性質上、作業指示→即日施工を実施しなければならない場合があり、短期雇用の作業員では 緊急対応が困難であると見込まれるため、加入を条件としております。

②「雇用保険加入」の時期

現時点で未加入の作業員であっても入札までに加入し、契約時に加入証明出来る書面を提出できるのであれば問題ありません。

- ③雇用保険に加入できない会社役員の作業従事は認めます。
- ④業務の指示・書類の提出の手続きは令和6年4月1日から行います。

(2)業務遂行の注意点について

以下のいずれかに該当した場合、契約書の規定により契約を解除する場合があります。

- ①補修箇所の施工不良が認められたとき
- ②過度な作業が認められたとき
- ③市からの指示に従わないとき
- ④特記仕様書を遵守しないとき

(3) パトロールについて

除排雪後の3月上旬~5月下旬までは穴の発生が非常に増え、車両等の物損事故発生→被害者へ補償といった事態が発生していることから、この時期は特にパトロールを強化し、穴を発見した場合は直ちに補修を行ってください。

(4) 積雪期間について

積雪期であっても、路面の露出が見込まれる場合は直ちにパトロールを行い、危険箇所について 速やかに補修を行ってください。

市のパトロールにより補修の事実が確認できない場合、(2)「業務遂行の注意点について」の④ 「特記仕様書を遵守しないとき」に該当する場合があります。

(5) 補修の可否等について

パトロール結果表の提出時または提出後、担当者の指示を受けてください。ただし、発注者から 電話やFAX等で指示のあった場合は、直ちに補修してください。

(6) 交通誘導員配置について

設計金額へ警備会社の警備員を配置する際の単価を計上していることから、作業員による誘導ではなく、必ず警備員を配置してください。また、複数ブロックを担当した会社が、一人の警備員を複数ブロックに配置する場合でも、従事時間によって伝票を分けてください(どちらか一方のブロックにのみ伝票をつけることは認めません)。

(7) 区画線欠損部補修について

欠損部には仮区画線を設置すること。なお、仮区画線設置箇所は一覧表、地図、写真を完成書類とともに提出してください。

(8) 合材使用量について

合材使用量が10 t を超える場合は必ず発注者と協議してください。協議せず超えた場合、(2)「業務遂行の注意点について」の②「過度な作業が認められた場合」に該当する場合があります。

(9) 完成書類について

完成書類の提出期限は遵守してください。

なお、市に提出する全ての地図類については、ゼンリン住宅地図程度以上の精度のものにしてください。

竣工写真については着工前・完成を見開きとし、完成写真は下記写真を参照してください。







